

広島市告示（中区）第1号
令和8年1月5日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の44第4項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長　松井　一實

1　解除を受けた区分任出納員

中区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）
日直員　福田　恵子

2　解除させた事務

住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書及び身分証明書の手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る）

3　解除年月日

令和7年8月31日